# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認大分地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年12月まで

私の国民年金は、私が20歳のときに母親が加入手続をし、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。昭和48年7月に結婚のためA市に転居して以降は、「今後は自分で国民年金保険料を納付するように。」と母親から連絡があり、自分でA市役所にて加入手続をし、保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年7月に結婚のためA市に転居して以降は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は自分で行った。」旨を主張しているところ、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、昭和48年12月27日に任意加入被保険者の資格を取得したとする記録が確認できることから、同年12月に係る国民年金保険料の納付書が発行された上で、当該期間に係る国民年金保険料が納付されたものと考えられる。

一方、申立人は、「私が20歳のときに母親が私の国民年金の加入手続をし、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人前後の任意加入被保険者記録から、昭和48年6月ごろにB県C市(当時)にて払い出されたものと推認され、申立期間のうち、45年4月から48年6月までは、当該払出時点で資格取得日が20歳時にさかのぼったことによる未納期間であると認められる上、申立人は当該期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする母親はすでに死亡しており、申立期間当時の保険料納付状況等が不明である。

また、申立人は、上記のとおり、昭和48年12月27日を資格取得日として、

A市で国民年金に任意加入したことが確認できるところ、同市において当該時点よりも以前の期間に係る国民年金保険料の納付書が申立人に発行されたものとは考え難いことから、同年7月から同年11月までの国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人及び申立人の母親が、申立期間(昭和48年12月を除く。) に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) は無い上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて いたことをうかがわせる事情、及び当該期間の国民年金保険料が納付されたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年11月までの期間及び平成3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から同年11月まで

② 平成3年8月

私は退職時ごとに、町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、妻と二人分の国民年金保険料を納付してきた。

私の国民年金への加入手続は、私が妻の国民年金の種別切替手続と一緒に行い、申立期間の国民年金保険料についても、後に送られてきた納付書で夫婦二人分を納付した。私の妻は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、一緒に手続をした私の当該期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適切に行っており、申立人の納付意識の高さ及び年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、「私の国民年金への加入手続は、私が妻の国民年金の種別切替手続と一緒に行い、申立期間の国民年金保険料についても、後に送られてきた納付書で夫婦二人分を納付した。」と具体的に主張しているところ、申立人の妻に係るオンライン記録によると、申立人の妻は平成3年10月17日及び同年12月4日に申立期間に係る国民年金の第3号被保険者期間から第1号被保険者期間への種別変更がなされている上、当該期間の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。このことから、申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料は、上記種別変更後に作成された申立期間①に係る過年度納付書、及び申立期間②に係る現年度納付書によりそれぞれ納付されたものと考えら

れ、上記申立人の主張は基本的に信用でき、申立人についても申立人の妻と同様に当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

ぞれ納付書が発行されたものと考えられる。

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から6年3月まで

私は、平成4年11月の会社退職時に、会社の人事担当者により、厚生年金保険から国民年金への移行について十分説明を受けたので、年金制度を理解した上で国民年金に加入し、未納にならないよう気を付けていた。

国民年金保険料は、送られて来た納付書で金融機関から納付していたので、 申立期間が未納となっていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間は16か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、厚生年金保険と国民年金の切替手続及び国民年金の種別変更手続等も複数回適切に行っており、申立人の年金制度への理解の深さ及び納付意識の高さがうかがえる。また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、平成5年10月ごろに払い出されていることが推認でき、その時点では、申立期間は現年度及び過年度納付可能な期間であることから、申立人に市役所及び社会保険事務所(当時)からそれ

さらに、申立人は、「年金制度の大切さを理解していたので、未納にならないよう気を付けながら納付し、生活が苦しくなっても免除手続をして空白期間がないようにして来た。」旨を主張しているところ、オンライン記録から、平成12年4月以降に免除申請を複数回行っていることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立人の年金制度への理解の深さ及び納付意識の高さを踏まえると、申立期間の国民年金保険料についても上記納付書で納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 大分厚生年金 事案 688

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(17 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年10月1日まで ねんきん定期便で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立 期間における標準報酬月額が16万円になっていた。

しかし、私が所持する当時の給料支払明細書では、17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(17万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料を保存しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

# 大分厚生年金 事案 689

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月21日から同年7月2日まで

私は、C社(現在は、D社)に入社し、同社のグループ会社であるE社に出向した。その後、昭和47年6月21日にE社からC社のグループ会社であるA社に出向し、申立期間においても継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

D社が保管する申立人に係る辞令書及び同社が発行した申立人に係る在籍証明書、並びに同社及びB社の回答から判断すると、申立人は昭和47年6月21日付けでC社のグループ会社であるE社から同じグループ会社であるA社に異動するとともに、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 47年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に係る資格取得 日について、昭和47年6月21日として届け出るべきところを誤って同年 7月2日として届け出たことを認めている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が誤って同じ取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

# 大分国民年金 事案 729 (事案 682 の再申立)

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年9月までの期間、62年1月から63年3月までの期間、平成6年2月及び6年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から61年9月まで

② 昭和62年1月から63年3月まで

③ 平成6年2月

④ 平成6年5月から同年8月まで

国民年金の加入は強制の義務であることから、行政が私を国民年金に加入させなければならないのに、私が、国民年金の加入手続をしなければならないという制度自体がおかしい。また、国民年金の加入手続について、教えない行政が悪く、私の年金記録に未加入期間があることは行政の責任である。申立期間が未加入期間で、国民年金保険料が未納となっている記録に納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立てについては、オンライン記録によると、国民年金の記録(国民年金保険料納付済み期間及び申請免除期間)は、いずれも平成11年以降のものである上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は、いずれも国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられるほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月7日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「国民年金の加入は強制の義務であることから、私が国民

年金に未加入であれば、行政が私を国民年金に加入させなければならず、申立 期間が未加入期間で、保険料が未納となっている記録に納得できない。」旨を 主張して再度申し立てている。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会は、申立人が国民年金保険料を納付したか否かについて検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、加入手続や保険料納付等に関する法律の規定又は運用の当否を審議する機関ではない。

したがって、今回の申立てから、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入 し、保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情は認められず、そのほか に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立 人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から48年3月まで

私は、20歳のころから国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は 地区の集金で町県民税などと一緒に納めていた。申立期間の国民年金保険料 が未納となっていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳のころから国民年金に加入していた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金処理簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和41年5月10日を資格取得日として、48年4月ごろにA町(当時)で払い出されていることが推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であり、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間中に、A町以外に住んでいた期間があるが、その期間も引き続きA町で国民年金保険料を納付したかもしれない。」旨供述しているものの、戸籍の附票によると、申立人はA町以外に住民票を異動させていることが確認できることから、制度上、A町で当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年4月まで

私は、平成3年5月の結婚の手続と同時に、市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行った。

その際、窓口で、国民年金保険料については2年間さかのぼって納付できるとアドバイスされ納付したことを覚えている。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年5月の結婚の手続と同時に国民年金の加入手続を行った。」旨を主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、平成6年5月以降に払い出され、その時点で申立人については、3年4月にさかのぼって資格取得がなされていることが推認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「加入手続の際、窓口で、国民年金保険料については2年間さかのぼって納付できるとアドバイスされ納付したことを覚えている。」旨を主張しているところ、オンライン記録によると、申立人夫婦は、平成4年5月から6年3月までの約2年間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が国民年金への加入時期及び納付時期を誤認している可能性も否定できない上、当該過年度納付時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から4年4月まで

私は、平成3年5月の結婚を機に国民年金の加入手続を妻に依頼した。 その際、「市役所の窓口で、国民年金保険料は2年間さかのぼって納付で きるとアドバイスされたので納付した。」と妻から聞いているので、申立期 間が未納となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年5月の結婚を機に国民年金の加入手続を妻に依頼した。」旨を主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、平成6年5月以降に払い出され、その時点で申立人については、元年5月にさかのぼって資格取得がなされていることが推認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続の際、『市役所の窓口で、国民年金保険料は2年間さかのぼって納付できるとアドバイスされたので納付した。』と妻から聞いている。」旨を主張しているところ、オンライン記録によると、申立人夫婦は、平成4年5月から6年3月までの約2年間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が国民年金への加入時期及び納付時期を誤認している可能性も否定できない上、当該過年度納付時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。